

伊豆大島独立構想と1946年暫定憲法

榎澤 幸広

1. はじめに

日本国憲法の内容や憲法制定過程を研究する時、その当時の各政党や団体が作成した憲法案や民間の憲法案を比較検討対象にすることは重要である。日本国憲法の内容やその関係性をより深く探ることができるからだ。例えば、民間草案である鈴木安蔵や高野岩三郎ら憲法研究会が作成した案¹⁾はGHQ案にも影響を与えたといわれている。また、それらを知ることは近代立憲主義型憲法の系譜にある現行日本国憲法、そしてその基本原理の萌芽がいつから民衆の手にあったのかを知る指標にもなる。

これに対して、「日本国民は自らの手で憲法を作ったことがない、だから新しい憲法を作るべきだ」と主張する見解がよくあるが、自由民権運動を通じて、そして日本国憲法制定過程時にも、民間で数多くの憲法案が作成されたにもかかわらず、その存在を知らながらもそれを時

の政府側が反映どころか参考にしてこなかったという歴史もある。これらの民間草案を研究することはこのような歴史的経緯を知ることにも繋がる。

しかし、それと同時に、当時の人々がどのような憲法観（固有の意味の憲法）を持っていたのかを理解することも重要であると考えられる。それぞれの憲法観は、作成者の生活世界や精神世界を反映した上で形作られていく。例えば、南樺太の先住民族で少数民族であるウィルタやニブヒなどの北方少数民族の中には、戦争の影響を受けて、戦後北海道に移住した人たちがいる。その中には、大国間の戦争の犠牲になって死んでいった仲間たちのため、そして自らの文化を守るため、ウィルタとして生きることの大切さを訴えた。関係者からの聞き取りの成果もふまえた上で²⁾、彼らの憲法観を私なりに整理すると、(ウィルタはトナカイと共に移動生活をするため) 国境に捉われない徹底的な移動の自由、民族的な土地所有権、公的謝罪や戦後補償を受ける権利、ウィルタ文化を維持発展す

1) 1945年11月5日に有識者によって結成された民間の研究会。元東京大学教授の高野岩三郎、評論家の室伏高信、元東京大学教授の森戸辰男、市井の憲法史研究家の鈴木安蔵らから成り、諸外国の憲法研究を十分行った上で、特にワイマール憲法やソ連憲法を参考にして草案作成がされている。竹前栄治・岡部史信『日本国憲法検証1945-2000資料と論点第一巻 竹前栄治・監修 憲法制定史』(小学館・2000)、132-133頁。

2) 榎澤幸広・弦巻宏史「ウィルタとは何か?—弦巻宏史先生の講演記録から 彼らの憲法観を考えるために—」名古屋学院大学論集(社会科学篇) 48巻3号(2012)、79-118頁; 榎澤幸広・川村信子・弦巻宏史『Discussion Paper No. 92 オーラル・ヒストリー: ウィルタ・北川アイ子の生涯』(名古屋学院大学総合研究所・2012)

る権利、同族との文化交流権、ウィルタ民族であることを理由に差別を受けない権利、ウィルタ語を使用する権利、イルガ（紋様）などの民族的な知的所有権など、現行日本国憲法に規定される人権と重なる部分もあるが、ほとんど見る事ができない権利を読み取ることができる。私は、大日本帝国時に時の政府によって差別や迫害を受けてきた人々の声（例えば、アイヌ民族やハンセン病者の憲法観）や戦後日本から切り離されて憲法制定過程に参加することすらままならなかった人々の声（例えば、沖縄や奄美の人々の憲法観。より細かく言えば各島・地域の憲法観）を探ることによって、それらの声も含めた上で日本国憲法を再構成する必要もあると考える³⁾。

このような考えに基づいて今回は、私がフィールドワーク対象地としている東京都の伊豆諸島⁴⁾内の伊豆大島で1946年1月下旬～3月22日の間に作成されたといわれる伊豆大島暫定憲法（正式名称は「大島大誓言」。以後、大島憲法とする）について考察してみたいと思う。伊豆大島は、東京・竹芝棧橋から南に約120km、三原山、椿油、都はるみの「アッコ椿は恋の花」や川端康成『伊豆の踊り子』で有名な島である。伊豆諸島中最も北に位置する島であり、他の島々に比べて人口数も多いし土地面積も広い。1946年1月当時の伊豆大島の人口は約11000人で六つの村（岡田村、元村、泉津村、野増村、差木地村、波浮港村）から成り立っていたが、島政の中心は港のある元村であった

- 3) 榎澤幸広「第8章 記憶の記録化と人権—各々の世界の中心からみえるさまざまな憲法観を考えるために—」石崎学・遠藤比呂通編『沈黙する人権』（法律文化社・2012）、197-228頁。
4) “伊豆七島”という言い方があるが、引用箇所を除き、本稿では“伊豆諸島”を使用する。

らしい。

この大島憲法は、元々噂はあったし若干の記録は存在していたようだが、原本はなかった⁵⁾。大島の教員で文化財保護委員であった藤井伸が現物資料を発見したのをきっかけにその詳細が明らかになり⁶⁾、それを1997年に朝日新聞がスクープしている⁷⁾。興味深いのは、その議論した島民たちの中に法の専門家がほとんどいなかったというのである。古関彰一は、「……思わぬ危機に直面したとき、自分たちがどう生きていくかを模索し、持てる知恵と知識のすべてを生かして「憲法」をつくらうとしたことは、すごい。法律は必要とする人が作る、それは専門家でなくてもできるのだ、ということを見せてくれる。自分たちが何とかしないとダメだ、という必死な気持ちと、自分たちで何でもできるという解放感があったのだろう」と朝日新聞でコメントし、この偉業の素晴らしさを讃えている⁸⁾。古関が言うように、持てる知恵と知識のすべてを生かして憲法を作ったのは間違いない。だが、誰がリーダーシップを発揮したのか、そして、どのような思想を持った者たちが大島憲法を作ろうとしたのかという疑問点が真っ先に出てくる。

そこで本稿は、第一に、大島憲法が制定されるきっかけになった「1946年1月29日GHQ覚

- 5) 立木猛治『伊豆大島志考（第三版）』（伊豆大島志考刊行会・1973）に数頁（415-417頁）記載がある位である。
6) この点については、岡村青「幻の平和憲法『大島大誓言』の背景を探る—五十三日間の「大島共和国」独立構想」望星2000年10月号に詳しい。
7) 1997年1月7日付朝日新聞。私が大学院生当時、この記事を見た友人が興奮して話題にしていたのを今でもはっきりと覚えている。
8) 1997年1月7日付朝日新聞。

書」を紹介し、第二に、それを受けた伊豆諸島の島民たちの反応を紹介する。そして第三に、話を伊豆大島に限定し、大島憲法制定の経緯、その内容と思想的影響を検討していこうと考える。

2. 1946年1月29日GHQ覚書

大島憲法が制定されるきっかけは、1946年1月29日GHQ覚書にある。そして、この覚書について紹介するためには、話をポツダム宣言にまで遡る必要がある⁹⁾。

まずポツダム宣言の8項を見てみると、“カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ”と規定している。カイロ宣言とは、日本に対して、ルーズベルト米大統領、蒋介石中国国民政府主席とチャーチル英首相が1943年11月22日からエジプトのカイロで三者会談を行い出した声明である。この声明が発せられた目的は、①日本が1914年の第一次世界大戦開始以来奪い占領した太平洋の一切の島々を剥奪すること、②満州、台湾や澎湖島のような日本国が清国人から盗んだ一切の地域を中華民国に返還すること、③更に、日本国が暴力や貪欲によって略取した他の一切の地域より駆逐されるべきこと、④三大国は朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、いずれ朝鮮を自由で独立した状態にするよう決意したということにある。これを受けた上で、ポツダム宣言8項は日本の主権の及ぶ範囲を“本州、北海道、九州、四国と連合国軍の決定する小さな島々”に限定したわけである。この範囲は1952年のサ

ンフランシスコ講和条約2条によって具体的に示されるが、それ以前に事実上米軍統治下に置かれた地域も多々あったし、この講和条約2条へと方向付けたと思われるGHQ覚書(SCAPIN第677号)が1946年1月29日に出されていることなども忘れてはならないであろう。

この覚書の正式名称は、「日本からの一定の外辺地域の政治的行政的分離」であるが、ここでは日本政府が行政権を行使できる地理的範囲が示された。まず“政府が行政権を行使できる日本領域”が、「日本の四つの主要な島（北海道、本州、四国、九州）と、対馬諸島、北緯30度以北の琉球（南西）諸島（口之島を除く）を含む約千の隣接する小島を含むもの」と定義された（3項）。それに対して、“日本領域から除外される地域（政府が行政権を行使できない領域）”として、「(a) 鬱陵島、竹島、済州島 (b) 北緯30度以南の琉球（南西）列島（口之島を含む）、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島、及び大東群島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外辺の太平洋諸島 (c) 千島列島、歯舞群島（水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）、色丹島」(3項) があげられている。そして、“特に除外される地域”として、「(a) 1914年の世界大戦開始以来、日本が委任統治その他の方法で、奪取又は占領した全ての太平洋諸島 (b) 満州、台湾、澎湖列島 (c) 朝鮮 (d) 樺太」が定義づけられている（4項）。

この覚書は「ポツダム宣言8項にある諸島嶼の最終的決定に関し、連合側の方針を示唆するものと解してはならない」（6項）とされているが、サンフランシスコ講和条約2条の叩き台としてかなり重要な根拠となったことは間違いない。ただ、その除外地域の範囲が若干広い。これらの地域は明治以降大日本帝国の版図に加えられた地域が中心に示されているが、長

9) 百瀬孝(伊藤隆監修)『史料検証日本の領土』(河出書房新社・2010)を参照。

らく日本の版図でありながら、時の政権、特に明治政府が島の現状に“無関心”であり法的にも排除してきた伊豆諸島もこの覚書では位置づけられているのであった（実際にこの点についてアメリカ側が意識していたかどうかは不明である）。

3. 覚書を受けた上での伊豆諸島の反応

それでは、1946年1月29日～3月22日までの53日間と、他の地域（例えば、沖縄や奄美など）に比べれば短い期間であったが、この覚書を受けた伊豆諸島の島民たちの反応はどうであったのだろうか。『伊豆諸島東京移管百年史上巻』を見てみると、以下のような記述が見受けられる¹⁰⁾。

東京湾の目の前にあるといっても、海を隔てて、一切の通信・交通が断絶した状態におかれた伊豆諸島の混乱は目にあまるものがある。

たまたま日本占領＝東京占領という形で行われ、占領軍の関心の中心が“東京”という中枢地域に限られていたために、伊豆諸島はその直接の影響の外におかれた。それだけに不安による混乱は避け難い状態であった。

事実上の“音信不通”も二ヶ月足らずではあったが、同年四月十日に行われた戦後初の総選挙の施行区域から除外され、……投票用紙の輸送が差し止められたり（結局、投票は滑り込みで間に合った）、新円への切

り替えが内地より一か月以上遅れるなど、伊豆七島七万島民の生活にも大きな影響があった。

内地でも、例えば都民が大島に渡ろうとすると、目的、期間を記した区町村発行の証明書が必要とされ、それがさらに司令部の許可を求めるという状態だったので事実上「海外渡航」並みの扱いだった。

この資料の引用部分からは主に伊豆諸島外部からの視点が描かれている。この点、伊豆諸島内部の様子が各島の郷土資料には描かれているが、反応は様々であった。

『式根島開島百年史』では「……終戦直後、伊豆諸島は米軍の信託委任統治下になるとの話が噂され、村民を心配させたが、それも噂だけで終わった。……」という記述があるが¹¹⁾、そこから式根島では噂だけに止まり詳細な情報が恐らく届いていない様子が伺える。それに対して、『利島村史通史編』では以下のような記述がある¹²⁾。

……ここに利島村に対する日本の行政権は一時停止され、本土との通信が制限された。

この思いもよらない事態に対し、伊豆諸島では日本「分離」からの除外を要請する運動が盛り上がった。その結果、日本政府も再三交渉を行い、ついに三月二二日、伊豆諸島は日本に含まれるという修正覚書となり、戦後最大の危機をかるくも免れることができた。

10) 伊豆諸島東京移管百年史編さん委員会『伊豆諸島東京移管百年史上巻』（ぎょうせい・1981）、758-759頁。

11) 式根島開島百年を記念する会編『式根島開島百年史』（ぎょうせい・1987）、204-206頁。

12) 利島村編『利島村史通史編』（ぎょうせい・1996）、628-629頁。

このように情報がかなり届いていたと思われる利島では分離反対運動が繰り広げられたのである。

また、八丈島では詳細な情報が届いていたようである。八丈島で発行している南海タイムスの記事(1946年2月23日)を見てみると、「……この日本領域の範囲外の諸島中『伊豆南方』とあるは本島を包含するものなりや否や、不明なるま、全島民に一大ショックを與え、全神経を集注して後報を待侘びた」と覚書を受けた後の八丈島の様子が描かれている¹³⁾。そして、アメリカの信託統治下に入ったり、あるいは主体性のなくなった日本の離島として存在するよりも独立をと考えた一部の者たちによって独立運動が高まっていったという¹⁴⁾。しかし、「まもなくこの独立運動も、冒険心のない一部の島民に一笑にふされたばかりか、主張した人は変わり者扱いをされ、話は終わってしまった」そうである¹⁵⁾。

13) 八丈島には1931年創刊から現在まで続く新聞『南海タイムス』があるため、ここの新聞記者がこまめに本土の新聞社などと連絡をとりそれを記事化していた。この問題に対する記事は、1946年2月13日(「八丈島は何うなる」の見出し)～4月3日(「信託統治解除さる 伊豆諸島、行政権回復」の見出し)までほぼ毎回トップ記事であった。

14) 八丈島の独立運動については、伊川公司『茄子の樹』(新風舎・2002)、300頁と伊川公司「八丈島のエピソード―八丈島の独立運動―」海と離島4号(1983)、36頁。

また伊豆諸島ではないが、現在の沖縄県八重山諸島で戦後生じた自治政府(通称・八重山共和国)について詳細な検討をしている榎田武宗『八重山共和国―八日間夢の夢』(筑摩書房・1990)もある。

15) 伊川公司『茄子の樹』、300頁。

三宅島に関しては、浅沼悦太郎の『三宅島歴史年表 附 伊豆諸島(第四版)』の中で、「(1946年の)一月末日より三月末日まで日本政府との行政分離す」と記載された後、括弧書きで「(委員制島治施行準備……)」と書かれており、恐らくこれも独立の話が関わっていると思われる¹⁶⁾。

ただ、『神津島村史』を見ると、時系列の異なる記述が出てくる。以下の引用は、疎開先に向かっていたが疎開が中止になり伊東(静岡県)で足止めを食っていた島民たちと、島に連れ戻すために神津島から追いかけてきた島民たちが、1945年8月16日に伊東で交わした議論である¹⁷⁾。

「ポツダム宣言を受諾したことによって、伊豆七島は本土と分離され、連合国の信託委

16) 浅沼悦太郎の『三宅島歴史年表 附 伊豆諸島(第四版)』(明光社・1981)、84頁。この点、史実かどうか不明であるが、三宅島の独立論を物語風に記述する桑原秀雄『島ものがたり―「三宅島」現代民話創作集』(白楽・1992)がある。162頁には以下のような記述がある。「陛下のお言葉によって、どうやらこの戦いは終わった。そこでわしはよくよく考えてみた。しかし、これから日本がどうなるのかさっぱりわからん。内地がどうなっているのかも、想像してみるしかない。そこで考えたんだが、いいか、これから話すことは他言無用、ぜひとも秘密にしておいてもらねばならない。三宅島はこの際、独立すべきだと思うのだ。そうすれば、日本の国籍は失うが、米国の支配を受けなくてすむはずだ。そうしたうえで、祖国日本とも米国その他の諸外国とも、共存共栄を基本とした外交を展開していけばいいと思うのだ(大原国造談)」

17) 神津島村史編纂委員会『神津島村史』(ぎょうせい・1998)、384-385頁。

任統治下に置かれることになったので、もう日本国ではなくなったんだから、そんな中へ帰っても、また直ぐ追い出されることになるかもしれない。まして進駐軍が直ぐ上陸して来るところへ、婦女子を帰すことは絶対反対である。それどころか、近く厚木飛行場に占領軍が進駐してくることが決まったので、伊東周辺では、女、子供は何をされるか判らないと、みんな山奥に逃げ込む準備をしているそうだ。我々も早く女、子供の疎開先を探すべきだ」

このように、強硬な意見が疎開者側から強く出された。……長い時間をかけ、根気よく説得した結果、漸くみんなが納得したので、……八月一九日にいち早く引き揚げる事ができた。

先にも提示したように、伊豆諸島の行政権が分離されるという話が出るのは、翌年1月末の話である。だから、この時点でこのような議論が飛び出しているのは、あくまでも先例などをふまえた上での島民たちの想像であるともいえる。しかし、アメリカの公文書館などでは次から次へと当時の資料が発掘されているため、もしかすると、例えばアメリカ側から上記のようなことが内々に神津島島民たちに伝えられていた可能性があるかもしれない。この点は今後の検討課題としたい。

以上の内容を整理してみると、GHQ覚書を受けた伊豆大島以外の伊豆諸島の島々の反応は、①噂程度に止まった島（式根島）、②混乱の中、日本への復帰を求める島（利島）、③混乱の中、島の独立論が登場した島（八丈島、三

宅島）と三点に整理することができる¹⁸⁾。

4. 伊豆大島憲法案

(1) 伊豆大島の状況

それでは、本稿が検討対象にする伊豆大島はどうだったのだろうか。伊豆大島の歴史や社会を知る上でのバイブルともいわれる立木猛治の『伊豆大島志考』に以下のような記述がある¹⁹⁾。

終戦以前から生活物資はますます乏しくなり、食糧、繊維製品、建築資材などはもちろん、すべての必需品は厳格な配給制度を採ったけれども、到底必要量の半ばにも及ばず、ために生活に喘ぎ疲れた国民のうちには心身ともに虚脱状態に陥り、栄養失調にかかって死亡する者も少なくなかった。

18) 新島や御蔵島についても調べたが、私の知る限り関連記述は見当たらなかった。

また、『青ヶ島島史』では、この当時を記述する部分が「11 青ヶ島武装解除の模様」と「12 終戦後の状況、電信業務始まる」である（GHQ覚書と時期が直接重なるのは12）。前者の部分は敗戦後、アメリカ軍が青ヶ島に上陸する話が示されている。後者の部分では、「昭和二十一年、この島の世帯数九十四戸、人口三百八十六人。支庁長交替（川原安正就任）。二月二十七日ベヨネーズ列島の西方海上に火山島が出現した。青ヶ島からは夜間に噴火が遠望されたが、昼は噴煙が見られるだけだったという。島の多くの人々は新しい島ができればいいと考えたらしい。六月奥山治が村長に当選した」と記述されている。小林玄『青ヶ島島史』（青ヶ島村役場・1980）、528頁。あくまでも推測の域を出ないが、これらの記述から青ヶ島には行政分離の話が届いていない可能性もあるかもしれない。

19) 立木猛治『伊豆大島志考』、414-415頁。

一方正直者が馬鹿を見たのもこの頃で、何らかの地位にあった者はこれを利用して闇と称する非合法取引を行い、文字通り世は弱肉強食の状を呈し、道義は全く地を払ったといっても過言ではなかった。大島でもこれは全く同様で、農家に肥料なく漁船は動力油が手に入らず、家畜は飼料の配給途絶とともに早期に売却処分したので、乳も肉もなく、山中に「ハックリ」と称する草根を探し掘って食べたのもこの頃のことであったが、幸いにして死者の出る程ではなかった。ただし正直者が馬鹿を見たことには変りはない。この頃の新聞雑誌に、「政治経済は混迷に陥り人心は虚脱状態を呈し」と、この一様の表現は当時の社会状態を遺憾なくいっくしている。大島もこの例外ではなく、一万の守備隊が復員帰還後の村々は、民家は毀たれ耕地は荒廢に帰し、樹林は容赦なく伐り倒されて、残されたものとしては、山頂から海岸に至るまで蜘蛛の巣のように掘られた待避壕と、茫々たる飛行場の草原だけであった。杜甫の詩に「国破在山河城春草木深」とあるが、この時初めてその実感を知らされた。

大島には水田がないため、物資を本土に頼る必要があったという。例えば、当時の状況の一例として、海水を煮立て塩を採り本土で米と交換したそうだ。

それではこのような状況下において、先の覚書を受けた島民たちはどう反応したのであるか²⁰⁾。

……元村村長には同二一年一月柳瀬善之

20) 立木猛治『伊豆大島志考』、415頁。

助氏が就職した。この時さなきだに戦い疲れたわが大島に、降って湧いたような事件が突発した。……こともあろうに東京都下伊豆大島は、一朝にして日本国の帰属から分離して祖国を喪ってしまったのである。次に掲げた記録は、後世の島民は噴飯ものと見誤るかも知れないが、当時大島では取り敢えず支庁長を初め各村村長が、今や外国となった日本政府や東京都庁と連絡を取り、元村では各層各階の代表者を召集して役場楼上に一世の大会議を開いた。不肖もその末席にあったのでその記憶によれば、参会者はいずれも沈痛の想を心中に秘め、拳で涙を押し拭い乍ら数時間にわたり真剣に熟議を遂げた。……

立木の文章から、伊豆大島の島民たちによる混乱の様子が見て取れるが、この大会議こそが大島独立、そして大島憲法作成へと方向づける現場（準備委員により作成された諸件の原案に基づいた会議）だったのである。

(2) 大島独立構想の流れ

それでは、大島憲法制定に至る流れを簡単に整理してみることにしよう。GHQ大島駐屯隊長ライト大尉が、1946年1月21日²¹⁾、元村（現・

21) 大島町史編さん委員会編『大島町史資料編』（ぎょうせい・2001）、452頁では、上記の期日だが、もう一方の大島町史編さん委員会編『大島町史通史編』（ぎょうせい・2000）、351頁では、1946年2月21日となっている。覚書が出されたのが1月29日であるし、その後の様々な政策との関連性など時系列的に考えれば2月21日が正しいと考えられる。但し、ほんの数日で膨大な資料を作り会合を重ねることは可能だったのかという点ももふまえる必要がある（仮にそうだとすると、1ヶ月前後

東京都大島町元町) 村長柳瀬善之助に大島の日本からの行政分離を傳達している。その際、柳瀬はGHQが直接統治ではなく監督を行うなどの内容の言伝を以下のメモ(「島嶼行政=関スル件(1946年1月21日)」)として書き留めている²²⁾。

- 本日(廿一日)ライト大尉(大島駐屯隊長)の談に依れば
- (一) 島嶼は今後本国政府の指揮監督を受ることなく支庁長警察署長独自の行政を執行す。
 - (二) 内務省より返還を受けたる物資は全部

でこれらの大作業をしたことになる)。この点、『南海タイムス』の記事順を確認することも重要であろう。GHQ覚書紹介(2月13日付記事)に始まり「八丈島・信託統治に決定か」(2月23日付記事)、「信託統治問題 伊豆奄美両大島の状況」という見出しの記事内にライト大尉の覚書が紹介(3月3日)という順番である。伊豆大島と八丈島では約200kmの距離があるため、交通手段、ライト大尉の上陸日程や島側からの連絡手段などによって日程に差はあるかもしれない。だが、伊豆大島は東京から一番近いため、まずGHQ覚書の話がいち早く伝わり(例えば1月末~2月上旬)、それを受けて柳瀬を始めとする主要人物らが既に大島独立論に向けて動き出しており、後日、ライト大尉の言伝を書き留めた柳瀬メモはそれを補完するものになったにすぎないという仮説も成り立つかもしれない。しかし本稿では、『大島町史資料編』の当該部分の作者が、大島憲法を含むこれらの資料の第一発見者でありそれを整理編纂した伊豆大島憲法研究の第一人者でもある藤井伸であるため、それにならい、大島独立構想の流れを整理することにする。

22) 大島町史編さん委員会編『東京都大島町史資料編』, 455頁。

島内の民生に充つるものとす。

- (三) 既存法令は現存せしめ逐次細目を決定す。
- (四) 当分の間米側の行政機関は特別に設置せず、駐屯隊長は日本政政(ママ)機関に対し命令することなく単に監督す。
- (五) 警察官の日本刀は其儘警察署長保管のこと。
- (六) 発電用重油不足の場合ビーコン用のものを融通す。

これ(特に、(一)と(四))を受けて、柳瀬は元村の有力者たちの人名を書き上げた『大島元村有志人名簿①』が作成される(1946年1月21日~2月前半。前・元村長、農漁業会、商工消費組合、宗教関係などの人名が記載)²³⁾。もう一つ別の『大島元村有志人名簿②』があるが、①に比べ人名は絞られている(新たに書き加えられた名もある)。

そして、各村の前村長、元村長と現職の村長などが参加した大島六ヶ村連合村長会が1月末頃開催され、そこでは「島民を打って一丸とした強力な団体の活動に俟たなければ、新大島の建設は具現せられない」ということで意見が一致し、その団体を生み出す産婆役になることが確認されている²⁴⁾。

2月1日、大島支庁、各村長や金融機関等の人々による合同協議会が開催され、「……大島の最高政治会議、又は自治運用協議会、或は元の六ヶ村組合会的なもの、と云ふやうなものとして、島内在住民の総意により民主主義の諸施策を自治的に行ひ、この過渡期及び将来に処し

23) 大島町史編さん委員会編『東京都大島町史資料編』, 452頁。

24) 大島町史編さん委員会編『東京都大島町史資料編』, 456頁。

て島民生活の安定をはかり、世界の平和に寄与すべし」という、村長会と同様の申し合わせ決定がなされた²⁵⁾。ただ、その内容は、①民主的な自治、②島民生活の安定、③世界平和への寄与というキーワードが用いられており、より具体的なものとなっている。

2月初め頃(2月2日以降)、両会合での議論成果を受けて、団体を創設するための準備委員会の準備委員選出会議が開催された。ここで主催者(恐らく柳瀬善之助)が挨拶を行うが、その内容(準備委員選出会議主催者の挨拶草稿に記載)は、(1)現状分析、(2)現状の認識、(3)自主独立の決意、(4)基本構想策定への手順、(5)準備委員の選出の5点である。

「(1)現状分析」では、覚書により、行政分離がなされたはずが、未だ完全分離されず、米側の軍政も布かれていないこと、現存法令が継続し効力があり、行政が行われていることが示されている。「(2)現状の認識」では、衆議院議員選挙の停止や金融緊急措置等における除外例などの措置が講ぜられてきており、政府の行政権行使は縮小されやがて完全に分離するであろうこと、そしてその後アメリカの軍政下に属することになるだろうことが判断されることが示されている。「(4)基本構想策定の手順」は、①大島六ヶ村連合村長会の協議結果、②合同協議会の協議内容、③準備委員会の設置について、「(5)準備委員の選出」は各村委員として直ちに村長の他三名を選出してほしいというものである。

「(3)自主独立の決意」は、柳瀬が独立を決意するに至った理由が示されており、どのような大島を作っていくかが示されている。無論、

これはライト大尉の通達(GHQの直接統治下ではなく監督下に入るなど)をきっかけとしていると思われるし、「(2)の現状の認識」内で「……政府の行政行使権は漸次縮小されやがて完全に分離し、米の軍政下に属することになるか、或はこれら除外例の法令等をまらず突然軍政下になるであらうといふことが、これまでの推移によってほぼ判断されてきたのであります」²⁶⁾と述べている部分が独立構想の直接の根拠になると考えられる。しかし、(3)の内容が後述の大島憲法の内容と関連性を持つものであるため、全文を以下に示すことにする²⁷⁾。

私共は敗戦の苦杯をなめ、今日またこの行政権分離といふ事態に当面し、昨日の考えは今日は通用しないといふような誠に目まぐるしい日々を送るといふ、謂はば新大島への過渡期に際してゐるのであります。この状況下に置かれた私共島民は、直ちに敢然起って更正の道に邁進する態勢を整へなければ、亡国の民となるよりほかありません。故に私共はこの敗戦や行政権分離により当然受くべき苦難はこれを甘んじて受けると同時に、民意のあるところを結集し、米軍の意図に積極的に協力し、民意を主張し、理想郷大島の建設に奮闘し、楽しい私共の生活を獲得しなければならぬことは、皆様も御同感のことと信じます。

理想郷大島を建設するためには、昨日の考えは今日通用しないという過渡期に接している現在、亡国の民にならないようにするために、民

25) 大島町史編さん委員会編『東京都大島町史資料編』、456頁。

26) 大島町史編さん委員会編『東京都大島町史資料編』、456頁。

27) 大島町史編さん委員会編『東京都大島町史資料編』、456頁。

意を結集し、米軍の意図に積極的に協力する必要があるというのである。この“米軍の意図”が具体的に何を意図しているかはわからないが、総合して考えるならば、民意を強調している点からポツダム宣言をふまえた大島建設などが念頭に置かれていたかもしれない²⁸⁾。

その後、準備委員が選出され（2月7日～前半あたり）、大島六ヶ村による準備委員会が発足し協議を進行していくことになる。続いて、一連の動きの中心的な役割を果たした元村内で「大島自治運営委員会準備会元村起草委員会原案」が作成されている（2月末～3月中旬）。ほぼ同時期に、大島島民会（仮称）設立趣意書・大島島民会規約が作成され（2月25日）、発企人ら関係者が集合し、委員を選出し（2月26・27日）、委員会が開催されている（2月28日）。そして大島憲章作成までの暫定的な政治形態を規定した暫定憲法として、大島大誓言が3月上旬に出されることになる。そのための運営委員会の選挙が3月下旬に予定されていたが、3月22日、GHQにより伊豆諸島を日本本土へ復帰させる行政分離解除の指令が発せられた結果、大島は本土復帰することになる。

(3) 大島島民会についての若干の考察

この流れの中で、「大島暫定憲法」の原案を

28) 例えば、ポツダム宣言10項「吾等は、日本人を民族として奴隷化せんとし、又は国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも、吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては、嚴重なる処罰を加へらるべし。日本国政府は、日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は、確立せらるべし」と規定していることに着想を得ていたかもしれない。

作る際の作成方針メモ（性格をはっきりする目的を定める、事業を行ふ 組織をつくる 会計を決める）」やいくつかの統治機構案が資料として残っているが、ここでは「大島々民会（仮称）設立趣旨書」の内容を確認しておく必要がある。詳細な内容が示されており、後の大島憲法の理念が具体的に著されていると考えられるからである。内容は以前からの流れを受けていると考えられるが、①「軍国主義の跳梁」や「誤れる指導方針」が悲惨な結果を招いたこと、②そしてわれわれもそれを日本の真の使命だと過信した結果が大島の現在の状況にも繋がっていること、③理想の平和郷を建設し世界平和の一端に貢献すること、④米国軍に協力するにしても、各人が勝手な行動をすることによって自治能力なき住民とみなされるので、一丸となり一糸乱れず民主主義の精神に則り自らを律し生活の向上を図ること、⑤米国軍と協力して世界平和建設に力を尽くせば必ず文明国人として取り扱われ、理想郷新大島の建設が日ならずして達成され米国軍と共に楽しい生活ができることなど、より詳細に示されている。

この点、藤井は、「設立趣旨書」に「支配者ノ意図ニ従ヒ之ニ積極的ニ協力シ」や「米国軍ト共ニ楽シイ生活が出来ルコトニナルノハ火ヲ見ルヨリ明デアリマス」等の表現が記されていること、そして民主的な議会規則（大島島民会規約）が短期間で成立したことは、ある程度GHQの指導があったことを加味する必要があると述べている²⁹⁾。この点をふまえると、確かに、「大島々民会規約（案）」にもGHQとの関わりがあったであろう規定が見受けられる。大島在住民で組織される大島々民会は、その存

29) 大島町史編さん委員会編『東京都大島町史資料編』、454頁。

在目的が「民主々義ノ精神ニ則リ大島在住民ノ
総意ニヨリ左ノ目的ノタメニ関係スル事業ヲ
遂行スルモノトス」(4号)と示されているが、
その目的を達成するための事業内容が五つあげ
られている。「米国軍ニ積極的ノ協力ヲナス」(1
号),「住民ノ生活向上ノタメ各種施策」(2号),
「住民総意ヲ支配者ニ上通スル事」(3号),「会
員ノ強固ナル一致ヲ企図シ六ヶ村ノ合村促進ニ
関スル施策」(4号),「其他必要ナル事項」(5号)

である。この部分の中で、藤井があげていた点
と共通するのが、1号と3号である。憲法研究
会や共産党がGHQと交流があったように、や
はり何らかの形でGHQとの相互交流があった
とみるべきが正しいかもしれない。

(4) 大島憲法の内容

それでは、大島憲法はどのような内容なのだ
ろうか。まずその原文を見てみることにしよう。

本島曠古ノ激変ニ会シ其ノ秩序ヲ維持シ進ンデ島勢ノ振起ヲ図ルニハ基本法則タル大島憲章
ヲ制定スルヲ以テ第一義ト思料スルモ此ノ事タル多分ニ慎重ナル態度ト高邁練達ナル思考ヲ
要シ焦慮軽挙ハ嚴ニ戒メザル可カラズ

然モ一方状勢ハ一刻ノ逡巡ヲ許サズ仍テ不敢取島民総意ノ一大誓言ヲ提ゲテ事態匡救ノ一端
ヲ把握シ之ニ依テ制立セル議會ニ依ツテ憲章制定事業ノ完遂ヲ期スルヲ以テ時宜ヲ得タル処
置ト信ズ

仍テ左記提案ス

大島大誓言

吾等島民ハ現下ノ状勢ニ深ク省察シ島ノ更生島民ノ安寧幸福ノ確保増進ニ向ッテ一糸乱レザ
ル巨歩ヲ踏ミ出サムトス

吾等ハ敢テ正視ス、吾等ハ敢テ甘受ス、吾等ハ敢テ断行ス

仍テ旺盛ナル道義ノ心ニ徹シ万邦和平ノ一端ヲ負荷シ茲ニ島民相互嚴ニ誓フ

一、近ク大島憲章ヲ制定スベシ

一、暫定措置トシテ左記ノ政治形態ヲ採用シ即時議員ノ選挙ヲ行フベシ

一、当分ノ間現在ノ諸機関ハ之ヲ認ム

記 「採案左記」

大島政治形態

第一章 統治権

一、大島ノ統治権ハ島民ニ在リ

二、議員選挙有資格ノ二割以上ノ要求ニヨリ議会ノ解散及執政府ノ不信任ヲ議員選挙有資格者□投票ニ付スル事ヲ得

此ノ場合及議会若ハ執政ヨリ発セラレタル賛否投票ハ総テ多数決制ヲ採用ス

第二章 議会

三、島民ノ総意ヲ凝集表示スル為メ大島議会ヲ設置ス

四、議会ハ一切ノ立法権ヲ掌握シ行政ヲ監督ス

五、議員ノ任期、三ヶ年

六、議員ノ選挙方法ハ衆議院議員選挙法ノ主意ヲ採用ス

七、選挙ノ区域ハ各村別トシ人口五百名ニ対シ一名ノ割合ヲ以テ議員ヲ選出ス

人口五百名未満ノ場合ハ二百五十名以下ハ切下ゲ全以上ハ切上ゲ計算トス

八、議会ハ議長之ヲ招集ス

九、議長副議長ハ議員ノ互選ニヨル

一〇、議会ニ於ケル議員ノ言論ハ議会外ニ於テ責ヲ負ハズ

一一、議会ハ随時執政員ノ出席ヲ求メ質問シ得ル事

一二、各村長ハ議員ノ資格ヲ有シ議会ノ解散ニ依リ喪失セズ

一三、議会ハ必要ト認ムルトキハ島民ヲ招致シ其ノ意見ヲ聴取シ得ル事

一四、議会ハ執政政府ノ不信任ニ関シ有権者ノ投票ヲ要請スルコトヲ得

第三章 執政

一五、島民ノ総意ヲ施行シ島務一切ヲ処理スル為メ四名ヨリ成ル執政ヲ設置ス

一六、執政ハ連帯責任トシ島務一切ニ付其ノ責ニ任ズ 「任期ハ三ヶ年」

一七、任期ハ三ヶ年

一八、執政長ハ執政ノ互選ニヨリ定ム

一九、執政長ハ島ノ首長トシテ内外ニ対シ島ヲ代表ス

二〇、執政ハ議会之ヲ推薦シ議員選挙有資格者ノ賛否投票ニ依リ選任ス

二一、執政ハ議会ニ対シ予算決算案及其ノ他ノ議案ヲ提出シ其ノ審議ヲ求ムベシ

二二、執政ハ議長ノ許可ヲ得タル上意見書ヲ議会ニ提出シ其ノ説明ヲ為シ同意ヲ求メル事ヲ得

二三、執政ハ議会ノ解散ニ関シ有権者ノ投票ヲ要請スル事ヲ得

「欠ケテル点ハ司法権」

（「」内は後の書き込み）

大島独立構想、そしてそれを受けた大島憲法の射程が他の伊豆諸島の島々や小笠原諸島も含めた上でのものであったかどうかはこの時点では不明であるが³⁰、その存在目的は“島ノ更生島民ノ安寧幸福ノ確保増進（前文）”にあり、ここの部分が日本国憲法の人権規定（例えば、幸福追求権や社会権規定）にも類似しており、彼らの人権思想が読み取れる部分かもしれない。

大島憲法の構成は、3章23条から成る。その憲法の内容は、前述したように日本国憲法に類する部分もあるが、1) 統治機構主体の条文構成であること（第2章「議会」と第3章「執政」）、2) 但し、司法権の規定はないこと（人権規定と同様、後日追加されるか、憲法（大島憲章）にて示されたと考えられる）、3) 島民を主権者として位置づける統治体制（第1章「統治権」）、4) 民主主義を理念とし、直接民主主義的な要素を盛り込んでいること（2・14・20・23条）、5) これは万邦和平の一端を担うことを島民相互に誓うものであること（前文）、6) 近日中に大島憲章を制定すると述べているので暫定的性格のものであること、と特徴を主に六点あげることができる。

30) この点、「この堂々たる「大島憲章案」が、他五か村にどう受けとめられていたか、占領軍との関係をいかに考えていたのか、なぜに伊豆七島、小笠原島をひっくめて考えないで、大島だけ独立できるものと考えたのか、種々疑問の残る「独立騒ぎ」であった」といくつかの疑問点を提示する文献として、伊豆諸島東京移管百年史編さん委員会編『伊豆諸島東京移管百年史下巻』（ぎょうせい・1981）、69頁。ただ、柳瀬善之助が伊豆大島に帰郷し、大正末期、『島の新聞社』を立ち上げた理由が、伊豆諸島全体を見据えた島嶼開発であるため、この独立構想においても、他の島との関係は射程に入っていたと思われる（後掲5章）。

特に、直接民主主義的な規定として、島民が島の中心として位置づけられており、有権者2割以上の要求で議会解散や執政不信任に対して有権者による賛否投票に付することができること（2条）、執政は議会が推薦し有権者の賛否投票で選任すること（20条）、議会による執政政府不信任に対しても、執政による議会解散に対しても有権者による賛否投票を要請することができるという形になっている（14条と23条）。20条の執政の部分において、議会が推薦する者が議員なのかそれ以外なのか、はたまた両者なのか不明であるが、責任の取り方が日本国憲法の議院内閣制型の権力分立の手法に近いように思われる。ただ、大島憲法は権力の監視を島民たちの手により近づける内容となっている点でどちらかと言えば、現行地方自治法に近いかもしれない。

また、日本国憲法に通ずる平和主義の考え方が示されている部分、そして島民主権と平和主義が結びつけられている点も興味深い（前文）。但し、この内容が示す方向性は不明である。大島憲法には軍隊規定がないこと、そして「挨拶文」に示されていた軍国主義に対する否定と島民自身が軍国主義に乗っかってしまったことに対する反省は、日本国憲法前文と9条に示される“徹底的な平和主義”の方向性に近い。しかし、大島憲法の前文になっている様々な文書で記される米軍の意図に積極的に協力するという内容が結果として日米安保条約や集団的自衛権への方向性に繋がるとも考えられなくはない（1946年当時であることを考えれば、米軍側にしても前者の立場と考えられるが……）。

更に細かく見ていくならば、例えば、議員の免責特権（10条）や国政調査権（11・13条）など現行日本国憲法に類する部分もあるが、各村長が議員資格を持つこと、そして議会が解散

しても彼らはその資格を喪失しないこと（12条）も大島憲法独自の内容といえる。また、執政長が島の代表としての役割をすることを明確に位置づけている点も興味深い（19条）。

5. 伊豆大島憲法に与えたとと思われる様々な影響

(1) ひな型の存在？

それでは、大島憲法はどのような思想を受けて制定されたのだろうか。先述したように、現行日本国憲法に類する部分もあるし、独自の規定も存在するからである。

この点、やはり藤井の指摘のようにGHQの意向があると考えられる。仮に直接的な関与がなかったとしても、元村村長であった柳瀬は本土の新聞社との関係もあるため、ポツダム宣言の情報位は少なくとも入手していると考えられるからである。

また、古関彰一は「第一条の「統治権は島民にあり」は、主権ではなく統治権を問題にした点では、権利のとらえ方としては明治憲法的な考えを残している。明治憲法第一条は「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す」だった」と述べている³¹⁾。確かに、大日本帝国憲法との関係性を考えることも重要である。この点、関連性があるかどうかは別にしても、1945年12月26日に公表され、同日日本政府に提出され、非公式にGHQに提出され、GHQ草案にも影響を与えたとされる『憲法改正要綱（憲法研究会）』の1条が「日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス」となっており、時代状況のせいも、言葉遣いが類するだけでもいえる。言葉遣いはともかく、両者の意味合い的には国民主権原理（大島憲法は島民主権原理）に基づくことはある程

度共通するといえよう。但し、憲法研究会案が日本国憲法に類する国民主権下の象徴天皇制規定をいくつか定めている点はその規定のない大島憲法と全く異なるということも念頭に置いておく必要がある。

この点、フリーライター岡村青が大島憲法のモデルになるひな型が存在したかという問いかけを大島憲法の研究者である角田實にしている。この質問に対し、角田は「いや、なかったと思います。というのは当時大島と本土とを結ぶ連絡網は絶たれてましたし、本土は本土で自前の憲法草案を急いでましたから。したがって大島憲法は独自に考えられたとっていいでしょう」と述べている³²⁾。

しかしこれに対して異なる証言もある。例えば、元町長の鈴木三郎は“この日本でなくなったことは、何で知りましたか？”という町広報の取材に対し、「新聞やラジオで。新聞を読んでいた人は知っていたと思うよ」と述べている³³⁾。大島よりも離れた八丈島の新聞社『南海タイムス社』も超短波通信を使い本土の新聞社などに問い合わせを行っており、伊豆諸島の信託統治問題についてそれを記事にしている³⁴⁾。角田と同じ大島憲法の研究者でもある藤井伸も戦後直後はまだ子どもだったが、新聞が大島に届いていたことを覚えていると述べていた。

あくまで私自身の分析であるが、両者の見解の相違は、どちらかが正しいというよりも、角田の見解がGHQ覚書登場以降の話、そして鈴木や藤井の話が覚書登場以前の話として大まかに整理するならば、参照モデルもあったとも考

31) 1997年1月7日付朝日新聞。

32) 岡村青「幻の平和憲法『大島大誓言』の背景を探る」、69頁。

33) 「53日間大島は日本国でなかった！」広報おおしま364号（1997）、13頁。

34) 注13の資料。

えられるし、独自の部分もあったと捉えられるのでないだろうか。GHQ覚書登場以前に刷られた新聞には、共産党案（1945年11月）や憲法研究会案（1945年12月）など様々な憲法案などが公表されているからである³⁵⁾。

(2) ひな型作成に関わったといわれる三人

大島独立構想にてメインの活動をしていたのは、繰り返し登場する柳瀬善之助であり、これに関連する文書や大島憲法の原案を練った者も彼といわれている。彼は色々な人の意見を聞いた上で原案を執筆したそうだ。先のいくつかの会合でその内容が練られた様子も既に紹介したとおりである。

しかし実は、これらの案作成に関わった主要重要人物は幼馴染でもある親友の高木久太郎と大工の雨宮政次郎であるといわれる。ここでは、この三人に焦点を絞り、彼らの経歴や発言などから大島憲法との関連性を探っていこうと思う。

① 雨宮政次郎について

それでは、雨宮政次郎とはどのような人物なのであろうか。大島二中の生徒たちが、1999年、

35) 大島町立図書館には戦前発行の法律書が何冊も所蔵されており、これらの書物を参考にしたのではという疑問が浮かんだが、1965年の10大ニュースにもなった1月11日の元町大火によって図書館も焼失している。図書館に確認したところ、それ以前に所蔵されていた書物や目録も焼失してしまい、どのような本が存在していたか不明であるという。現在所蔵されている戦前発行の法律書はその多くが町民による寄贈であるそうだ（寄贈者の中には無論、大島憲法制定時の関係者もいる）。但し、これらの町民が制定過程時にそれらの法律書を参考にしてたという線が全く無くなったというわけではない。

大西正二に行った聞き取り調査では以下のようなやりとりが見られる³⁶⁾。大西正二とは1946年1月21日から2月前半頃、柳瀬が元村の有力者を書き連ねた『大島元村有志人名簿①』に記載されている人物である。

当時、波浮で教師をしていた大西正二さん

Q 大西さんは大島が独立する事を知っていたのですか？

A うすうすは知っていました。でも元村以外の、波浮や他の村の人達はほとんど知っている人はいなかったと思います。元村の人も一部の人を除いては関わっていなかった。私はたまたま知り合いの人がいてその人が教えてくれたので知っていたんです。ところであなたたちは柳瀬善之助さんがすべて大島憲章（ママ）をつくったと思っているのでしょうか？

Q はい？

A 実はそうじゃないんだよ。

Q どういうことですか？！

A 実は……（ためらいつつ）共産党のある人が大島憲章（ママ）をつくって柳瀬善之助さんとともに大島をつくっていかうとした、というのが真相なんだ。

全 そうだったんですか。（それはいい事を聞いたなー。豆発見だ！）

大 これ以上はしゃべれないよ。

このやりとりは、生徒たちが大西との聞き取りの様子を彼の顔の表情なども含めて詳細に再現し、今までヴェールに包まれていた内容が明らかにされる過程が描かれており、豆発見どころか大発見であると思われる部分である。ここ

36) 小口なつき・白井歩・高橋真由美「大島憲章」大島二中第17回地域研究（1999）、16-17頁。

の大西発言では“共産党のある人”と氏名が伏せられているが、フリーライターの岡村が大西に行った聞き取りでは、分離独立を歓迎しようとする人がいたという話の中ではっきり雨宮の名前が出てくる³⁷⁾。

雨宮政次郎という人でした。職業は大工さんでしたがバリバリの共産党員でした。でも党員にありがちな尊大さや傲慢さはまったくなく、かえって謙虚な人でしたね。その彼が『大島がたいへんなことになりそうだぞ……面白くなりそうだから見てろよ』って、しきりに言っていたのを今でも覚えてますよ……大島憲法は雨宮さんに負うところが大きかったと思います。憲法を作ろうってのには生半可な知識じゃできない。組織力、政治的経験も必要。雨宮さんにはそういうものがあつた。

確かに雨宮の名前は、『大島元村有志人名簿①』と『準備委員会人名簿』にも出てくるし、大島で調査を行いたくさんの資料を持ち帰り雨宮政次郎について短編小説を書いた松田解子の作品にも赤旗や共産党という言葉が出てくる³⁸⁾。雨宮自身の思想が大島憲法に深く関わっているとすれば、彼の発言や著作で検討できるとよいのだが、残念ながらその記録はほとんどない。私の知る限りで大きく扱っているのは、松田の小説、日本共産党大島支部発行の『島のひろば』(2005年8月7日)、『島の新聞』の

「續 人物月旦」(1930年3月26日)の三つである³⁹⁾。

まず、松田の小説を整理してみよう。それによると、雨宮は1906年2月20日に元村に生まれた。小学校卒業後、東京へ大工の見習(主に、家大工)に行き、それから22、3才の頃大島に戻り大工の仕事をしていたそうだが、仕事は真面目で青年団の団長もやるなど人望もあつたようだ。雨宮が大工の仕事を話し合う「大工同志会」を作った時も元村の大工が皆入つたそうである。親孝行でもあつた。幼少の頃、貧困や差別の日々を経験したこと、ある人物との出会いからレーニン、マルクス、赤旗などを読み始めたこと、自分の現状(親方に屈する大工という一職人)や国や東京府主導の公共事業の行い方などをこれらの書物と結びつけ搾取構造と位置づけたことなどがふれられている。天皇行幸のため、役場員が、上陸する道路の補修や掃除を有償ではなく無償の勤労奉仕で青年団に行わせようとしたが、団長の雨宮にならって青年団員も出たという(労働者に対する正当な賃金保障の問題)。また、元村に、全協(日本労働組合全国協議会)加盟の土建労組の支部を作つたり、学習会や講演会を行い、島の実情と赤旗の重要部分を組み入れた機関紙も発行し配布していたという(恐らく1930年代)⁴⁰⁾。そして、

39) 今後、松田解子が集めた資料や記録ノートが閲覧可能であれば、そこから雨宮政次郎の思想が理解できるかもしれない。また、大島憲法に直接関係する話ではないので邪道な方法かもしれないが、彼は戦後元村議員であつたから、議事録発言などからも多少なりとも彼の思想的系譜を読み取ることができるかもしれない。

37) 岡村青「幻の平和憲法『大島大誓言』の背景を探る」、68頁。この引用文の後、「藤井伸もそれを否定しない」と書かれている。

38) 松田解子「大工の政さんとそのあとつぎたち」『またあらぬ日々』(新日本出版社・1973)、271-321頁。

40) 『島のひろば』では、機関紙名が「火をふく」で、松田解子の作品では「友の会機関紙」と書かれている。松田解子「大工の政さんとそのあ

敗戦後の雨宮も変わらず、「……自分の自転車にも、党と元村細胞の名を書き入れて、明けても暮れても活動にはいっていた」という⁴¹⁾。

雨宮の戦前の活動で有名なのは、①高い電灯量の値下げ、②日本の満州撤退を大島で訴えたことである。まず①について、『島のひろば』の内容を整理してみることにする。1932年、大島の電力会社がうちつづく欠損による経営難を理由に電灯料の引き上げを提起したのに対し、村民らは電灯料金3割値下げなどの要求事項を掲げる運動を展開しており、雨宮らも島民の生活擁護の立場から先頭に立って活動していたという（料金は東京の2倍強だった⁴²⁾。

次に②について。日本共産党以外の政党や団体、マスコミが1931年から始まる中国への侵略戦争に賛成であったのに対し、日本共産党は戦争に反対していたが、雨宮らも同様の反対運動を展開していたという。しかし、治安維持法に基づく戦争反対勢力の大弾圧が行われ、雨宮らも1933年11月、検挙された⁴³⁾。

更に、反戦ビラ活動について、松田の作品には、雨宮（27歳）が1932年、「……二十二億の軍事予算反対。その金でおれたちにもっと仕事

を、もっと賃金を、……飢餓と圧迫の戦争絶対反対、天皇制の警察的軍事的テロ反対……」とビラの中身を暗誦する光景が描かれている⁴⁴⁾。

以上の内容を整理すると、大西が指摘するように、雨宮はバリバリの共産党員であり、日本共産党が発行する『赤旗』や関連書籍をふまえ、島の実情をミックスした上で運動を展開していたことが理解できる。

1919年にコミンテルンが創立され、労働運動が世界中で生じる流れの中、1922年に日本共産党が創設されている。その時、『日本共産党綱領草案』が作られ、更に、『日本人民解放連盟綱領草案』（1944年3月）、『日本共産党綱領』（1944年9月）、『人民に訴ふ』（1945年10月）、『憲法の骨子』（1945年11月）などの文書が登場する。雨宮の思想形成時と日本共産党の歩みはほぼ一緒であるし、雨宮は少なくとも『赤旗』などを通じて、これらの文書にふれていたことは彼の行動を見ても間違いないだろう。大島憲法に天皇制や二院制の記述がないことももしかすると、これらの文書の影響を受けているかもしれない。

ここでは、『憲法の骨子』の七項目を見てみよう。

一、主権は人民にあり

二、民主議会は主権を管理す 民主議会は18歳以上の選挙権、被選挙権の基礎に立つ、民主議会は政府を構成する人々を選挙する

三、政府は民主議会に責任を負ふ 議会の決定を遂行しないか、又は其の遂行が不十分であるか、或は曲げた場合、其他不

とつぎたち」、312頁。

41) 松田解子「大工の政さんとそのあとつぎたち」、300頁。

42) 『島のひろば』433号（2005）では、病氣療養で1928年、差木地に居を構えた小山時夫の活動がメインとして詳細に描かれている。松田解子が1929年差木地小学校の産休代替教員として赴任した時以降、小山と親交があったことも記されている。

43) 松田解子の作品でも、「それから二ヶ月そらで当時の元村署と警視庁に寝込みをおそわれ、一週間後多喜二虐殺の築地署へまわされた」（300頁）と書いてある。多喜二とは『蟹工船』作者の小林多喜二のこと。

44) 松田解子「大工の政さんとそのあとつぎたち」、315頁。

正の行為があるものに対しては即時やめさせる

四、民主議会の議員は人民に責任を負ふ、選挙者に対して報告をなさず其他不誠実、不正の行為ありたる者は即時やめさせる

五、人民は政治的、経済的、社会的に自由であり、且つ議会及び政府を監視し批判する自由を確保する

六、人民の生活権、労働権、教育される権利を具体的設備を以て保障す

七、階級的並に民族的差別の根本的撤廃

大島憲法と類似性が見られるのは、六と七以外である（ただ、前文に示される島民の生活保障を社会権的に捉えることも可能であるので、六と七も関係あるかもしれない）。例えば、一は「大島ノ統治権ハ島民ニ在リ」（1条）、二の“民主議会は主権を管理す”の部分は、「島民ノ総意ヲ凝集表示スル為メ大島議会ヲ設置ス」（3条）との類似性が見られよう。次に、二の“民主議会は18歳以上の選挙権、被選挙権の基礎に立つ”の部分。この点については、大島憲法には「議員選挙有資格者」（2条）というキーワードが出て来るだけでその具体的な内容は示されていないが選挙権や選挙制度を意識していたことは理解できる。また、被選挙権についても具体的な内容は示されていないが、「議員ノ選挙方法ハ衆議院議員選挙法ノ主意ヲ採用ス」（6条）と示されているので、選挙権者・被選挙権者双方とも同法の規定にならうという意味にもとれる。但し、1946年2月末から3月中旬頃に作成された「大島自治運営委員会準備会元村起草委員会原案」の中に“選挙民資格”として“満二十才以上ノ男女ヲ以テ資格ヲナス”としている部分、“被選挙者資格”として“被選挙者資格ハ選挙民資格者ノ中二十五才以上の者ヲ以テ

資格者トナス”と書かれている部分がある。そして、その後の部分は結果として二重線で消されているが、選挙民資格として“第二次選挙ニ於テハ満十八才以上ニ引キ下グ”（被選挙者資格は満二十歳以上）と書かれており、ここに類似性を導き出すことも可能かもしれない。

更に、二の“民主議会は政府を構成する人々を選挙する”は、「執政ハ議会之ヲ推薦シ議員選挙有資格者ノ賛否投票ニ依リ選任ス」（20条）、そして、三の“政府は民主議会に責任を負ふ”、四の“民主議会の議員は人民に責任を負ふ”、五の人民による政府や議会監視は、大島憲法の権力分立の採用や徹底的な直接民主主義方法の採用に反映されているように思われる。

それでは最後に、『島の新聞』に掲載されている唯一と思われる雨宮の記事（1930年3月26日）を紹介することにしたい⁴⁵⁾。

現元村青年團副團長、即ち一介の船大工にしてガンヂーを説きムツソリーニをかじる、又求學の士か。こひねがはくは小策を弄する事なきを取り柄と。附言＝聖火山莊主人の折紙付の代物

1930年の記事なので、検挙される3年前であり、大島憲法が作成される16年後までに更なる思想形成がなされていると考えられるが、この

45) このような書き方をしているのには理由がある。本稿は、『島の新聞』をまとめた伊豆大島志考刊行会による『伊豆大島の新聞』（伊豆大島志考刊行会・1985）を参考にしている。ただ、この資料は発行された『島の新聞』を全て掲載しているわけではない。大島の歴史において『島の新聞』の重要性を感じた刊行会のメンバーが各家庭や島に残っていた『島の新聞』を収集し冊子にしたものだからである。

時点で既に、ガンジーを説いているという。この時期はガンジーが“塩の行進”を行っている時期（3月12日～4月6日）なのでここまで押えていたかどうかはわからないが、南アフリカで確立したサティヤグラハ運動（非暴力不服従運動）、そしてそれを展開したインドでの活躍は認識していたと思われる。ガンジーの精神哲学もそうであろうが、暴力ではなくピラ配りや講演会など言論での戦いを繰り広げるための様々な手法をガンジーからも参考にしていたと推測される。また、ファシズムで有名なムッソリーニをかじっていたという点も興味深いですが、この記述だけでは、彼のどの部分を参照研究していたのかの詳細は不明である。とにかく、以上の記述から幅広い読書量であったことが伺える。

更に、この記事からもう一点注目すべきことは“附言＝聖火山荘主人の折紙付の代物”という部分である。雨宮は聖火山荘（御神火茶屋）の建築を任されるほどその主人に信頼されていたようだが、この“聖火山荘主人”こそが高木久太郎である。

② 高木久太郎について

それでは、高木久太郎とはどのような人物なのだろうか。高木久太郎の人物紹介は『島の新聞』と『伊豆大島人物風土記』に示されているので、そのまま引用することにしたい。まず『島の新聞』（1929年8月26日）には、「人物デッサン（元村の巻）高木久太郎……御神火茶屋主人……」と紹介されている⁴⁶⁾。

46) 1929年9月26日付島の新聞には、「『人物デッサン』のモデルを募集致します。島の新聞社編集部宛に、人名と住所希望等を書いて送って下さい。布望一例へば『××方面より見た誰々』と云ふ風にです。」と書かれており、このコーナーも含めて新聞記事が読者参加型で

彼は終始熱の人である、貳拾五歳の若年で村會に立つた彼。東京時代、シベリヤ時代、大阪時代等々波亂重疊、短的な得意より失意のドン底へ。徹頭徹尾ロマンチストの彼。生一本、粗野温情。中學生的純情。

彼の熱は温熱である！

ロー屋の燈火のもと、生涯の央ばを過ぐる彼が、夜をこめてぶ然として語る懐古談を聞くものは、眞、人の世の嘆きを知るものと言わねばならぬ

彼に金を持たせて、思ひ切り仕事をさせて見たい。

彼は終始一等俳優の運命を持って生れて來た男だ。決して二流以下に落ちる男ではない。今、聖火山莊に神の道に精進すると云ふ彼、其の多幸を祈って止まず

この記述からわかることは、25歳の時点で村会の議員になっていること、多難な人生を送っていること、そして神の道に精進しているということである。この点をふまえて、『伊豆大島人物風土記』の紹介をしてみることにしよう⁴⁷⁾。

御神火茶屋（元町）。故人。三山（ママ）観光業の元祖であり、御神火茶屋経営者として独自の存在を続けた氏は昭和三〇年一月狭心症のため急去した。65才。元村キリスト教会で告別式を行った。郷土人には珍らしく波瀾の多い生涯を送り、クリスチャンとなり救世軍と共に「一寸待て。もう一度考え直せ」の立札を三原山火口に立て三原山自

あることがわかる。

47) 『伊豆大島人物風土記』（伊豆大島人物風土記刊行会・1957）、48頁。

殺ブームの防止につくし、御神火茶屋の経営に敢闘し、晩年の氏はテレビのある三原銀座の開拓に専念した。氏は生前、七転八起その越えてきた人生は文字通り苦難の道であった。幾度振り出しに戻ったか知れない。株もやった、女も買った、酒も飲んだーそして失意の氏は遂に故郷の山で死を選んだ。死の為の登山であった。今生の見納めに外輪山から故郷の村を眺めて天を仰いで泣き、地に伏しては涙をしぼった。いかに人生のきづなのむづかしきことよ。幾朝か三原山の砂漠に太陽が上り伊豆の海に夕陽が落ちた。その魂の消えかからうとする一瞬、氏は不思議なインスピレーションに打たれた。「よしもう一度、世のために生きよう」其所にキリストの道があつた。小さな小屋を営んで砂漠の炎天に行く人に水を恵み、自殺の人達に救いの道を説いた。ここに「御神火茶屋」の出発があつた。好漢今や亡く、長子勲氏、氏のなきあとの経営に当り益々盛業中。

この『伊豆大島人物風土記』が刊行されたのが1957年だから、戦後の高木久太郎に該当する部分の記述もあるが、“七転八起”や“苦難の道”という言葉が示すように、ここの記述からもやはり多難な人生を送ってきたことが理解できる。更に、彼自身が失意の内に三原山での自殺を試みようとしたとのことまでふれられている。そして、この多難な人生、自殺の試みが神の道への精進や御神火茶屋の創設にも繋がったというのである。彼は終始三原山での自殺を食い止めるための活動をしていた点もこの流れの一つである。そして、世のために尽くしてきたという点も同様である。

実は、高木が世のために生きようとする部分

は政治領域に対しても示されていると思われる。彼は1933年時、『島の新聞』の「山荘一家言」というコーナーを持っており、時の権力に対し痛烈な苦言を呈しており、そこから、島民主権的な大島憲法に繋がる言動が見受けられるのである。いくつかピックアップしてみることにしよう。

(3月26日)

「悪助役、醜市議、不良吏の東京市、東京都編入も考へものだ」

「上司を畏れて民衆を忘れたとき。村長の墓場行きも近づく。」

(4月16日)

『愛とは歡心を買ふことにあらず』爲政者も指導者も天を仰いで眼を開け。」

(5月6日)

「村會とは議員各自の個性を發揮する處に非ず。村民大衆の總意を反映するが眼目いゝか判つたか」

「村會にひきすられる村長。村會を引きずる村長。」

「支廳に引きずられる村長。之を引きずつて行く村長。」

「村税を多類に納める者が村政に參與する優趨の者ではない。村は株式會社ではない。いゝか判つたか。」

「一村民としての參與權は金ではなく人である。」

「天を畏るゝの政治。之れ以上強力にして公平なるものなし。」

取り上げた部分は、一言で言うならば、どれも生の国家権力に対する懐疑的思考が見受けら

れる発言である。村会と村長との関係、支庁と村長との関係など様々なレベルにおける権力間の癒着が生じた結果、民衆を無視し、本来の政治や行政の意味とは乖離している現状が生じていると言っているのであろう。例えば、村会が村民大衆の総意を反映する場だという高木の言い分は、大島憲法3条の「島民ノ総意ヲ凝集表示スル為メ大島議会ヲ設置ス」に繋がるであろう(他にも、15条)。もしかすると、このような発言は、彼が25歳で村会議員になった経験も反映されているのかもしれない。これらの発言を整理してみると、国民主権や島民主権(制限選挙に対する批判や一人一票の大切さも含む)、地方自治、権力分立の考え方が読み取れるのである。

次に、二つの発言を見てみよう。

(4月16日)

「助成金、補助金と。昔から役人の七癖。やがて醜政黨侵入の前提。」

(5月6日)

「一にも補助、二にも補助、一本立ちのできぬ事業なら一層やめつちまへ。」

これらの部分は今に当てはめるならば、補助金欲しさに中央の言いなりになり地方自治体の自立性を損なう恐れがある問題をこの時点で喝破している部分と見られる。権力の腐敗とも読み取れる。こういった問題点を指摘してる点が後の独立論へと繋がったかもしれない。

更に、二つの発言を見てみることにしよう。

(4月16日)

「お國では草根木皮で餓死をまぬかる。大島の事どころでは御座るまい」

「拓殖政治行はれんとす。『搾取常習者』の毒牙にかゝるな。大島は植民地にあらず」

先の部分にも通じる部分であるが、ここは弱者やマイノリティ存在として伊豆大島を位置づけている部分である。利用するだけ利用され、本土に何かあれば簡単に見捨てられるという大島の歴史を短くうまくまとめている。この搾取構造の見解は雨宮の考えにも通ずるかもしれない。

最後に、以下のような発言もあったので見てみることにしたい。

(5月16日)

「若しも之の火口の飛び込みが、華族様や、重役様や、政黨屋さんのお子供様達と假定したら。如何なるダンベ。」

「今時の新聞なんてものに、期待する者の方がどうかして居る。」

「中央の諸新聞の島特派員協議の上元村實業組合宣言決議の記事を(或る時期まで)封す。」

「袖の下を頂いた譯ではないソウである。どうだか。」

「自殺通信員位がお人柄。」

一番目の発言は、“火口の飛び込み”，要するに、三原山への相次ぐ一般人による飛び込み自殺を示しており、恐らく世間がこのことに対して無関心であることへの怒りや悲しみが示されていると思われる。これが華族や政治家の子どもならそうではないのにと、当時の貴族制度や不平等社会に対する憤りとも読み取ることができる。そしてこれは、法の下での平等を含む人権思想を示している部分とも読み取れるかもしれない。高木は無教会派で内村鑑三の弟子でもあったという。仮に、人権規定が設けられてい

れば、そこに彼の思想が多分に入っていたかもしれない。

また、この後四つの文章が続くが、ここでは国民のために権力監視を主とし情報提供するはずのメディア（憲法上の言葉で言えば、国民の知る権利に奉仕するために報道の自由が与えられた報道機関）が本来の役割を果たしていないと現メディアに対する批判をしている部分である。

このように、「山荘一家言」から読み取れることは、島民中心の政治の重要性（島民主権）、②統治機構の担い手は島民に資する存在であること、③伊豆大島の自立性を損なう国や都の補助金に対する疑問、④人間が生まれながらにして平等な存在であること（人権の考え方）、⑤本来の役割を果たさないメディアに対する不満（“表現の自由”や“報道の自由”との関係）、である。このような内容は大島憲法や関連文書内で至る所に見られる内容である（特に①と②）。

③ 柳瀬善之助

高木久太郎と柳瀬善之助は子ども時代からの付き合いで親友同士であったという。従って、その筋から柳瀬が雨宮と関わることも必然であったとも考えられる。

ところで、『島の新聞』内でも高木久太郎が柳瀬を評価している記述が見受けられる。「島の新聞合評會」（1929年10月16日）では、高木が隣村の男性二人と島の新聞を評価するために鼎談を行うコーナーが掲載されている。そこで高木は「マア島の新聞の値打は例の唇寒⁴⁸⁾さ。俺はあれ以外に讀んだ事はない。書く者も

エライが書かせる柳瀬もエライよ」と述べている部分がある（ここでは、柳瀬が政友会系で、この時期編集一切を委ねられた那智西之助が無産党系ということも記されており、『島の新聞社』も同一思想者の集まりではないことが読み取れ興味深い）。このような発言から、高木は、中央の新聞に対しては懐疑的な念を抱いていたが、親友が関わる『島の新聞』に対しては一定の評価をしていたと思われる。だからこそ、苦言を呈する「山荘一家言」や「島の新聞合評會」などにも積極的に参加し、新聞面を通じて、柳瀬と共に伊豆大島をより良き方向に盛り上げていこうとする姿勢が見られるのである。

それでは柳瀬善之助とはどのような人物なのであろうか。『伊豆大島人物風土記』では、柳瀬について以下のように記載している⁴⁹⁾。

大島教育委員長。氏は明治二三年元村の生れ、新島（元村）高等小学校卒業。更に東京府立農林学校に入り卒業後、母校に残り一〇年間教鞭をとり、又南多摩郡技手として二年間八王子に勤務し大正九年飯郷久方振に、飯郷した氏をまづ驚かしたことは、船便欠航のため東京中央紙が、ひどい時には一尺もたまつて配達されることであつた。これではいけない。到底、島の文化の発展は望めない、氏が飯郷後第一に決意したのはこの郷土新聞の発刊であつた。大正一三年島の新聞社を創立し、始めてマリノ一型印刷機を大島に入れ印刷業経営の傍ら、タブロイド型郷土新聞を発行し、幾多財の政的犠牲を払いつゝ、昭和二十年迄刊行を継続する。大島文化向上に貢献した功績実に大。

48) いくつかの記事を読む限り、島や時事問題などについての読者投稿型の批評コラムのコーナーと思われる。

49) 『伊豆大島人物風土記』（伊豆大島人物風土記刊行会・1957）、30頁。

昭和八年読売新聞社が現大臣正力松太郎氏社長の頃社の全力をあげ大島観光宣伝に尽力しゴンドラを火口より降下した頃の読売通信員であり、観光と新聞とを結んだ大島観光の恩人。終戦の後のてんやわんや時代に氏のたくみな垢抜けた外交と高い政治力により元村港をレールに乗せ、都の中央に仿きかけた氏の手腕はめざましいものがあった。元村港築港へのかくれた立役者と心ある人々から言われる所以である。

尚又、陸稲平山種（南多摩郡七尾村平山）を初めて移入し、農会試作を依頼したが、多収穫と日照りに強い同品種栽培は全島に拡った。忘れられない氏の業績である。村長、助役等歴任し、合村促進協議会長、合村後は監査委員、三一年新教育委員会委員長となる。伊豆諸島椿油工業協同組合業務を擔当す。

この資料から柳瀬の多大な業績を読み取ることができ、高木と同様、大島観光に尽力した人ということがわかる。それはひとえに“大島文化の発展のため”であった。1890年生まれであるため、大島憲法制定時は50代半ばであったこともわかる。話は遡り、帰郷後、『島の新聞社』を作った理由も大島文化の発展のためであるが、この点について彼が意図したのは、島内での情報流通の重要性を実感し情報インフラを整備することであった。実際、『島の新聞』の記事内容は、戦争で新聞統制が行なわれるまでは基本的に島民の生活、彼らの生活権利基盤を確立するために必要なインフラ整備、東京府や国への陳情の話、島民の声が中心に示されていたのである。

それでは、大島文化の発展とは具体的にどういうことであろうか。彼が『島の新聞』を創刊する時(1924年12月26日)に、「創刊に際して」

と題し以下のように述べている。

「島の新聞」は、島を結合して一家のやうな交き合ひを爲ちしめ、相互の力に依つてお互を善導し啓發して、風俗を淳厚にし幸福の生活に到達させたい目的を以て生れ出たのであります。「島の新聞」は如上の目的を達するために紙上に記載する事項は島の出来事を主眼とするのであります。「島の新聞」は種種のことを批評し又主張をするが、併し自ら特種の主義主張を以て立つものではありません、島全體を中心としてこれに種種なる材料を提供する、換言すれば民衆と民衆との間に立つて仲介をなす機関であり、又島廳村役場學校其他諸團體の當局と村民との間に立つて仲つぎする機関であります。然しながら無論「島の新聞」は決して當局のみの機関ではありません、私共は島の人達の利益とする所に向つて進むのであつて其の利益に反するものならば、如何なるものであらうとも私共の眼中にはないのであります。さらばとてまた誤りたる民衆の味方でもなく、只正義の道に従つて進むものであります。不肖を始め「島の新聞」に従事するのは勿論過ちもありません。だが責任の重大なるを思へば出来るだけ誤りなきを努めて居りますが此責任を果すには私共のみの努力では出来ません、先輩諸兄有志諸君讀者諸君の援助により相より相助けなければ私共はこの「島の新聞」の天職を全ふることが出来ません、即ち島をよりよく進めて行くことが不可能となります、目的が達せられぬのであります。私どもは出来るだけの努力を以つて奮闘するつもりであります。どうか私どもの立場に同情されて島文化發達の爲めに切に御後援をお願いします。

このような趣旨内容は、その後も繰り返し登場し受け継がれていくが⁵⁰⁾、『島の新聞』創刊の目的は、経済社会教育など様々な領域での島嶼開発、それを実現するための伊豆諸島の島々間の連携、その結果もたらされる幸福の生活を実現することにあるという。

更に、ここの部分で記されていることは、本来のメディアの役割についてである。島全体のために様々な情報提供をしていくこと、そのために村民間、公的機関と村民との間に立つ媒介項としての存在であることも示している。しかし、『島の新聞』は何よりも“島の人達の利益とする所に向かって進むもの”であるから、単なる公的機関の広報紙でもないし、誤りたる民衆の味方でもないというのである。そのためにも、皆の協力が必要であり、それが島文化発達に繋がると考えており、島民参加型であることも位置づけている。

大島憲法制定過程にこの部分を結びつけて考えるならば、島民のために島嶼文化を発展させ幸福の生活を実現するという趣旨は、大島憲法の主目的であり、前文や挨拶文でも類似の言葉が出てくる。

ただ、太平洋戦争時、『島の新聞』の目的が変わってきていることにもふれておく必要があらう。例えば、『島の新聞』（1942年3月1日）

50) またこの内容は、1959年2月15日に再刊した『島の新聞』の後継紙『大島新報』の“発刊のことば”でも受け継がれている。「新聞と申しましても、島における政治・経済・産業・文化・教育等の解説的記事が主になることと思いません。同時に広く皆様にもご執筆を願い、また投稿していただき中立にして建設的な紙面をつくり正しい世論を形成して、いささかなりとも島の発展向上に寄与いたしたいと願っております。」

の「再刊の辭」では、「本紙の使命は一言に之を要約すれば、新聞報國にあるのであるが、我等はその重點を國民組織の基底とする部落會、隣組の健全なる發達を促し、特に經濟生活刷新に置き、然うして聖業完成のため大東亜戦争を勝抜くべきを誓ひ再刊更生の辭とし、愛読者諸君とともにこの重大時局における決意をより鞏固ならしめんとするものである」(下線部筆者)と記している。それまでずっと続いてきた島嶼開発や島民の幸福という、島や島民中心の視点から、一億総進軍などの言葉も使用され、軍国主義的な意味合いを多分に含ませた“新聞報國”という内容に趣旨が変わっているのである。

戦時中の国家による新聞統制から柳瀬自身も思想転向をせざるをえなかったのかもしれない。実際、『島の新聞』に対しても検閲の目は厳しく、「天皇「陛下」を「陸下」と誤って印刷した」ことにより、一ヶ月の休刊処分を受けたという⁵¹⁾。そして、この休刊処分明けの最初の新聞記事が恐らく先の“再刊の辭”であると思われる⁵²⁾。実は、この本来の趣旨変更を余儀

51) 岡村青「幻の平和憲法『大島大誓言』の背景を探る」、67-68頁。

52) 但し、“新聞報國”という言葉は、1940年6月15日付島の新聞でも使用されている。しかし、メインは島嶼開発が使命と記されている。「……かくしてこそ、やがて島嶼開發の使命を達し、小ながら新聞報國の念願が成就せらるゝのであります……」。また、1945年1月1日付島の新聞では、「創刊滿廿年」と題して、島の新聞の使命は“島嶼開發”として創刊され、二十周年を迎えることができたが、現在の戦局から、国民が負う使命達成のために各々の機能を最大限に發揮し敵の撃滅に挺身しなければならぬため、「徒らに過去を顧みて感慨に耽つてゐる(ママ)べきではない。この時、更に百倍の勇氣を奮い起し、筆硯を新たに

なくされたこと（あるいは望んで行ったこと）が行政分離の話が起きた時に、柳瀬に独立論を決意させる一理由だったかもしれない。「大島々民会（仮称）設立趣旨書」内にて、「軍国主義の跳梁」や「誤れる指導方針」が悲惨な結果を招いたこと、そして我々がそれを日本の真の使命と過信したという部分は、正に『島の新聞』の存在目的変更に対する悔悟の念とも読めるからである。だから、雨宮の主張を受け入れたり、アメリカ軍に対する積極的な協力を謳ったこともこの経緯をふまえれば納得が行く。私は、『島の新聞』の元々の趣旨が大島憲法では“島民主権”として位置づけられ、『島の新聞』の趣旨転向に対する反省が大島憲法の“平和主義”の位置づけを生み出し、更にはこの二つの基本原理を相互に関連づける前文や挨拶文の文章に繋がったのではないかと推測している。

他にも私が注目したいのは、伊豆大島で目指された憲法観は“自治能力”がある島民による民主主義的な独立国家構想であったという点だ。「大島々民会（仮称）設立趣意書」では、「各人勝手ノ行動ヲ採レバ自治能力ナキ住民トシテ南洋原住民同様に取扱ヒヲ受ケルニ至ルノハ必然デアリマス」と書かれていた（二重線の部分は後に削除）。また、「自ラヲ律シテ生活ノ向上ヲ計リ外米国軍ト協力シテ世界平和建設ニカヲ尽シタラナラバ文明国人トシテ取扱ハレ……」ともある。この部分から推測できることは、伊豆諸島の人々は、明治政府から長年、あらゆる面において劣っており、自治能力無き民として扱われてきたという歴史である。江戸時代に問題あるとされ明治政府によって一旦廃止

し興へられた使命の完遂に進軍しなければならない。突貫しなければならない」と述べ、軍国主義的な“新聞報國”の重要性を以前よりも色濃く述べている。

された名主制度が伊豆諸島ではその後復活し長らく法域外に置かれてきた。そして、名主制度廃止後（八丈小島など一部の島では戦後まで継続）も、通常の地方制度（町村制）とは異なり、税金面や選挙面で差を設けられた島嶼町村制が実施されてきた。柳瀬が帰郷後、『島の新聞社』を設立したのも、本土との文化格差や情報格差にあったはずである。従って、この独立構想は、行政権分離が直接的な契機であるが、明治以来の国家法制度に対する歴史批判的な複線も何らかあると私自身は推測している。

6. 結語

以上、大島憲法制定へと至る流れとその思想的系譜を検討してきた。藤井伸は、大島の歴史を理解するには、江戸時代と明治時代との関係性を理解すること、そして大島内の各地域の歴史（例えば、山間地域と港湾地域との関係）もふまえることが重要だと述べていた。こういった点も含めて、大島憲法やその制定過程を踏まえていくと、その過程、そして言葉一つ一つに複雑な意味が込められていると考えられる。

そして、その意味を考えることは、大島憲法に規定されていない人権規定の存在にも想像力が膨らませるものに繋がる。例えば、雨宮の見解が反映されれば、1946年6月28日に公表された日本共産党の『日本人民共和国憲法草案』のような社会権を基調とし自由権をも社会権的に捉え直す人権構成になっていたかもしれない。また、高木の見解が反映されれば、キリスト教的な人権思想（もしかすると、合衆国憲法の修正条項やフランス人権宣言のようなもの）も組み込まれたかもしれない。そして、柳瀬も含む三人に共通していることが、島の現状に対する想いであることから、それを踏まえた上で

の人権規定、例えば、海に囲まれ山林の多い伊豆大島なら漁業権、森林権、環境権なども書き込まれたり、水資源を主に天水や海水に依存している点からも食糧や水に対する権利なども書き込まれていたかもしれない。

このように想像が膨らむ一方、調べれば調べる程、解明できない部分が多々あった。私がこの件について調査を始めた2008年時点は既に関係者がほとんど鬼籍に入ってしまったっており、資料もそれほど多く残っていなかったからだ。この点から、角田實、藤井伸、大島二中の生徒たち、朝日新聞、岡村青の功績は大きいといえる。私はこれらの資料を中心に聞き取りを行い、本稿を構成してきた。ただ、本稿はあくまでも可能性を検討したにすぎない。特に、柳瀬、高木、雨宮の三人が関与したのは間違いないものの、三人の思想と大島憲法の各条文毎の関連性について、現時点で確定的証拠が出てきているわけではない。そのため本稿では、“推測”、“類似性”や“可能性”などの言葉を頻繁に使用させて頂いた。

しかし、戦後40年以上を経て、1997年、大島憲法制定に直に関わった世代の次世代である藤井伸によって大島憲法の諸資料が発見されたように、まだまだ大島内外で陽の目を見ない埋もれている資料があるとも考えられる。本稿は仮説に過ぎない部分が多々あるため、資料発掘を引き続き行い、より確定的な全貌を今後明らかにして行きたいと考える。

謝辞（敬称略）

本稿作成にあたって、直接的なやりとりから電話やメールでのやりとりも含めて以下の方々にお世話になった。この場を借りて改めてお礼を言わせて頂きたいと思う。角田実、柴山孝一、樋口秀司、藤井工房、藤井伸、山田一蔵（以上、伊豆大島）、伊川公司、伊藤宏、菊池政邦夫妻、荻田義之・まり、笹本直衛、八丈島ふるさと塾（以上、八丈島）、菅田正昭（以上、青ヶ島）。その他、資料を調べている間、お茶を出して下さったり、資料の持ち運びなどをして下さった方々、名前はわからないがこれらの方々にも感謝したい。